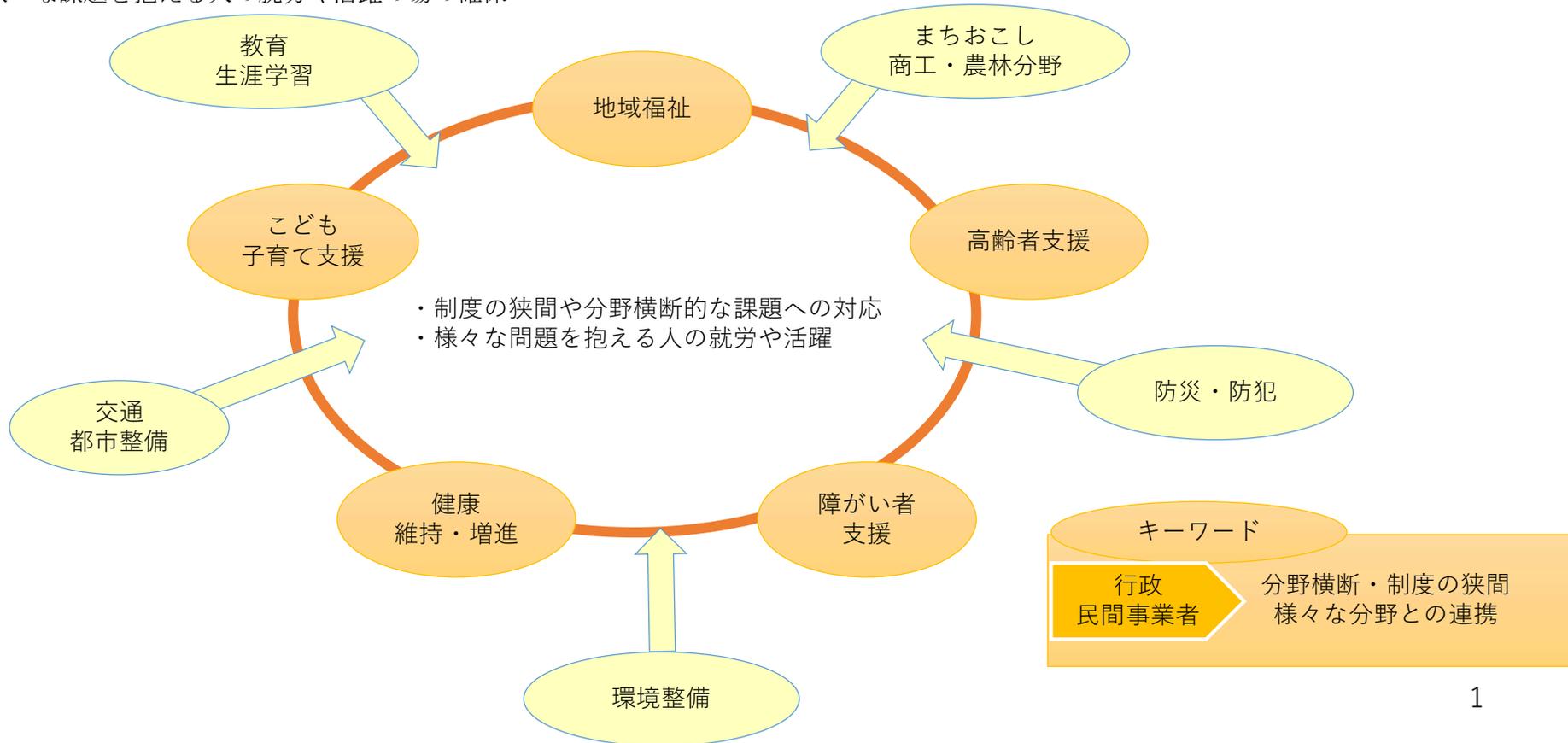


あきる野市地域保健福祉計画の概要（案）

1 社会福祉法 第107条 第1項 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項（市町村地域福祉計画の策定ガイドラインより抜粋）

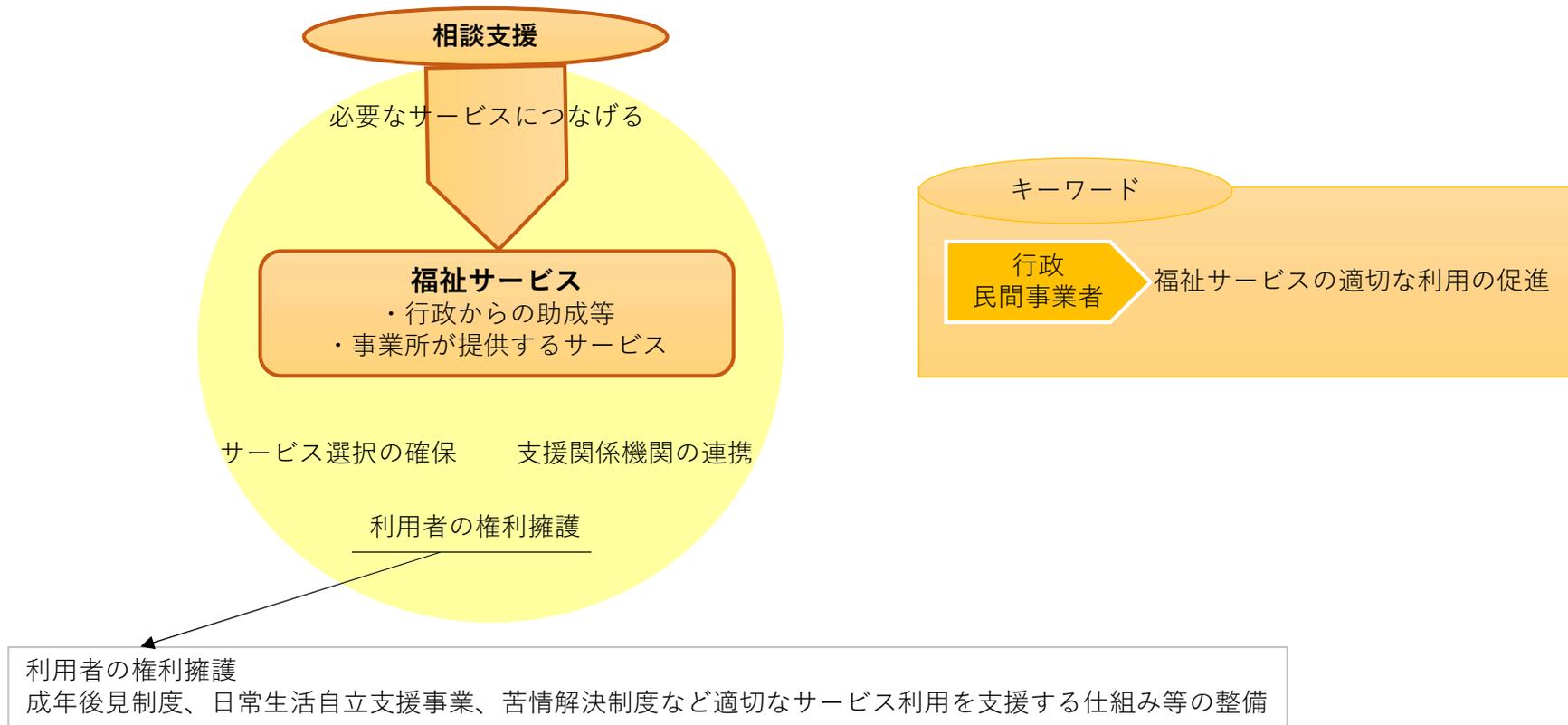
- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ・分野を横断する課題や制度の狭間の課題に対応できる体制整備
 - ・福祉以外の様々な分野との連携
 - ・様々な課題を抱える人の就労や活躍の場の確保



(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

- ・福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
- ・支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
- ・サービスの評価やサービスの内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
- ・利用者の権利擁護
- ・避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

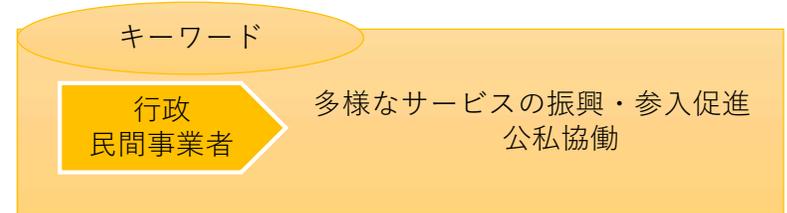


- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ・複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現

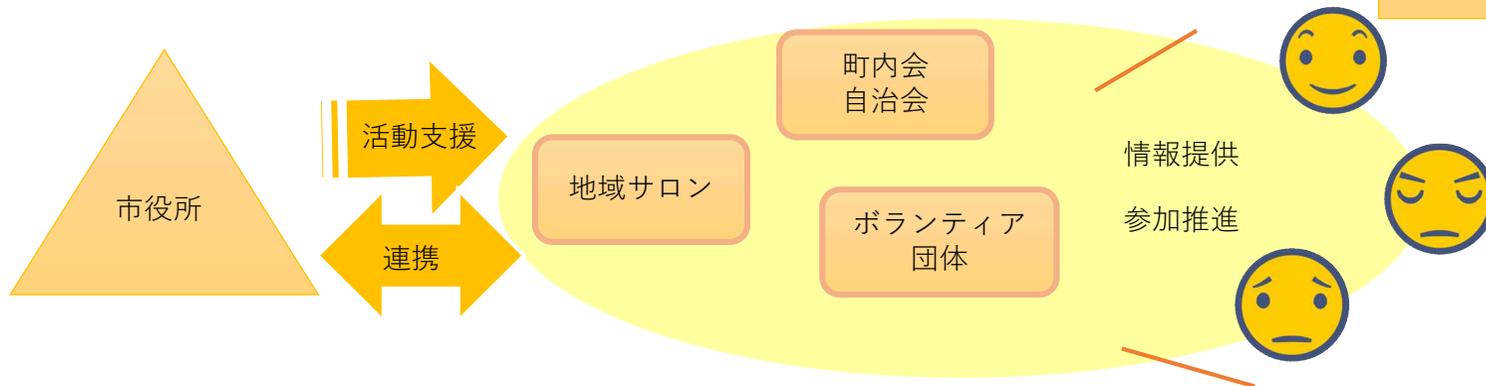
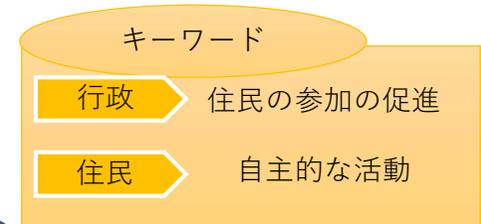


具体的方策

- ・民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援
- ・社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進



- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ・地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
 - ・住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
 - ・地域福祉を推進する人材の養成



- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- ・「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
 - ・「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
 - ・多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築

 重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の3第1項）



(1) ~ (4) について各分野別計画の隙間を埋め
(5) を盛り込むことで
「市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」が網羅される



あきる野市地域保健福祉計画